

長野市障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて（報告案）

1. はじめに

長野市では、昭和 63 年度から、障害児を保育する世帯の生活の安定と福祉の向上を図るため、障害児保育所等利用者負担額補助金（以下「障害児保育料補助」という。）により、一定の世帯が納めた保育料の一部に対して補助金を交付してきた。

事業の開始から約 30 年が経過し、障害福祉や保育施策が充実したことから、障害児保育料補助の見直しについての諮問があり、これを受けて慎重な審議を行い、ここに結論を得たものである。

2. 補助事業の概要

障害児（身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている児童、医師や専門機関において障害を有している診断を受けている児童）を保育所等に入所させている一定所得未満の世帯について、負担した保育料の 6 分の 1 を限度に補助するもの

3. 見直しの基本的な考え方

(1) 国の幼児教育無償化の段階的取組と障害児保育料補助について

国の取組により一定所得未満で障害児を含む世帯の保育料が大幅に軽減されたことから、これらの世帯に更に障害児保育料補助を継続する必要性はないのではないか。また、国が基準とする所得以上の世帯への補助についても見直すべきと考える。

(2) 障害者手帳について

身体障害者・療育手帳等の交付手続きには所定の医師による診断書や判定が必要である。増加傾向にある発達障害のある児童については、知的障害のある場合は療育手帳を、知的に遅れがない場合は精神障害者保健福祉手帳を取得するのが一般的である。手帳を取得することで保育料の軽減のほか優遇措置が受けられ、各種手当の受給や障害福祉サービスにもつながることから、手帳の取得を勧める必要がある。

(3) 市単独事業の在り方について

国の制度を補完するものであるが、国の制度が充実し、障害者を取り巻く環境が変化する中で、限りある予算を有効に活用するためにも、継続すべきものと見直すべきものを仕分けすべきと考える。

4. 見直し案に対する意見

障害児保育料補助の見直しについて、国の取組の動向や他市の状況などを勘案し、慎重審議を重ねた結果、今後もより公正で安定的な障害福祉サービスを提供する観点から、障害児保育料補助は平成29年度をもって廃止することが妥当と考える。

(附帯意見)

今回の障害児保育料補助の廃止により不利益となる世帯がないよう、障害者手帳や各種優遇措置、手当、障害福祉サービスなど様々な情報を提供し、きめ細やかな相談支援を行うこと。